

加西市中学校部活動ガイドラインに係るQ&A

1 ガイドライン全般について

Q1	ガイドライン策定の目的は何ですか。
A1	<p>中学校学習指導要領において、部活動は「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と定められています。しかし、生徒数の減少やそれに伴う教職員の減少、地域や生徒・保護者のニーズの多様化、さらには教職員の働き方改革により、部活動における持続可能な運営体制を整えていく必要があります。</p> <p>学習意欲の向上や責任感、連帯感といった人間関係の形成や、生徒自らの適性、興味・関心等をより深く追求していく機会である部活動がもたらす多大な教育効果を生み出すために、加西市や学校の実態に応じたこれからの部活動のあり方を指し示すことです。</p>

2 教育的意義を高める効果的な部活動のあり方について

Q2	指導者講習会とは、具体的にどのような内容を想定していますか。
A2	これまでに中学校や高等学校の部活動指導において優れた成果をあげている教員や指導者、また熱中症も含めたスポーツ障害や心理学、栄養学の専門家、指導力のあるプロの音楽家などを招いてコーチングやメンタリング、栄養学に関する講話やクリニックを実施することを考えています。

Q3	対話を重視した指導とは、具体的にはどのような指導ですか。
A3	例えば、部活動の目標や練習方針・練習計画などを設定する際に、生徒の意見を把握し、生徒の主体性を尊重して決定すること。また、説明だけでなく手本を見せたり、的確で肯定的な評価を言葉で伝えたりすることなどです。

Q4	部活動を通して育成される「生きる力」とは、どのようなものですか。
A4	異年齢集団の活動によって身につく人間関係形成能力をはじめとして、所属感や達成感によって培われる自尊感情、繰り返される練習によって粘り強く打たれ強い精神性、個性の伸長によって積極的で前向きな思考パターンなどが育まれます。さらに、生涯にわたって取り組める趣味やスポーツとの出会いによって、豊かな感性や規則正しい生活習慣の礎を形成することもできます。

Q5	ノ一部活デーを設定する主なねらいは何ですか。
A5	成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を可能にし、心身ともにリフレッシュさせ、充実した学校生活を送るためのものです。さらには、家族と過ごす時間の確保や地域行事等への参加を促すこともねらいの一つです。加西市では、すべての部活動において設定しています。

Q6	練習時間の定義は、どうなっているのですか。
A6	生徒が実際に練習している時間のみをさします。よって、練習前後の更衣や準備、後片付けにかかる時間やミーティングなどは練習時間に含まないことにしています。また、大会参加等にかかる移動時間についても同様に、練習時間には含みません。

Q7	部活動指導員はどのような活動をするのですか。
A7	部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に該当する者で、部活動顧問に替わって部活動全般にわたる指導、部活動運営を中学校の要望に応じて行います。特に、教職員の負担軽減を主な目的としていることから、必要に応じて大会等における監督や引率も部活動種目によっては可能となっています。

3 持続可能な運営体制づくりについて

Q8	在籍校に部活動のない種目での大会参加の時、引率は保護者ではダメなのですか。
A8	兵庫県中体連規約により、中体連の主催する大会に参加する場合は部活動顧問が監督であることが必要です。在籍校に兵庫県中学校総合体育大会で実施されている部活動の種目がない場合の大会参加については、「過去1年以内の競技実績（県大会8位入賞が見込める）」を条件に、証明願と資料の提出を求め、在籍校において協議し、校長が参加を認めるかどうかを決定します。

Q9	在籍校に部活動のない種目で大会参加をする場合、「過去1年以内の県大会8位入賞が見込める実力が証明できる資料を提出することを条件」としているのはなぜですか。
A9	条件を明確にすることで、保護者も校長も、大会参加が可能かどうか判断基準の混乱を避けるためです。また、Q8のとおり中体連の主催する大会は、部活動顧問が監督であることが必要ですが、どの競技も同じ日程で開催されることから、監督として参加する部活動顧問の確保と負担軽減を図るためにも条件を設定しています。

Q10	複数校合同チームは、正式なチームとして認められるのですか。
A10	兵庫県中体連規約に認められていますので、問題ありません。東播地区内でも、すでにバレーボール、ソフトボール等で合同チームの参加があります。

Q11	複数校合同チームをつくる基準はどうなっていますか。
A11	毎年の5月1日と8月20日の時点で、チームを編成するために人数の足りない学校どうしでの合同チーム編制が基本となりますが、様々なパターンが想定されますので、毎回関係校の校長間での協議によって決定します。その際には、人数だけでなく合同練習の条件や指導上の問題点も考慮に入れて、総合的な判断をします。

Q12	在籍校に希望する部がない場合、他校の部に複数校合同という形で参加することはできますか。
A12	兵庫県中体連規約により、それは認めていません。在籍する学校にその部があることが、複数校合同部活動方式を採用する際の条件となっています。
Q13	指定学校の変更を希望する場合、中学校を選ぶことはできますか。
A13	それはできません。居住地から最も安全に通学可能な隣接学校が原則ですので、小学校区毎に変更可能な中学校を指定しています。ただし、住所地によって安全な通学が難しい場合は、通学の安全が確保できる別の中学校への変更について協議することがあります。
Q14	指定学校の変更を希望する場合、「経験がこれまでにあること」とありますが、それを証明するものが必要ですか。
A14	所定の『証明願』を所属するクラブチーム等で記入してもらい、教育委員会に提出してもらうことにしています。提出後、本人・保護者と当該学校の校長で協議することになります。